※詳しくは間に問い合わせください。

2019(平成 31)年度 後期高齢者医療保険料の通知書を送ります

間保険介護課高齢者医療係 **2** 63-1420

4月中旬までに仮徴収の対象者に通知書を送ります

【仮徴収について】

2019 (平成31年) 度保険料額の確定は7月に 行いますが、特別徴収(年金天引き)で納めてい る人は、確定後3回の本徴収だけで納めていただ くと、1回あたりの徴収額が大きくなるため、本 徴収の前に、原則、ことし2月の徴収額と同額を 仮徴収として 4・6・8 月の 3 回徴収します。

なお、平成 30 年度の途中で後期高齢者医療制 度に加入し、納付書か口座振替で納めていた人も、 4月から特別徴収になる場合があります。



保険料の確定額の通知は7月に送ります

【保険料の納期】平成30年中の所得(収入)と平成31年4月1 日時点の世帯状況で算定します。

特別徴収(年金天引き)の場合

1期		2期		3期		4期		5期		6期	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮徴収(原則前年度2月と同額)					本徴収 (保険料確定後の調整額)					額)	

普通徴収(納付書か口座振替)の場合

往	数収なし	,	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

【特別徴収から口座振替への変更】

申し出ると特別徴収をやめて口座振替に変更できます。ただし、 審査の結果、口座振替への変更が認められない場合もあります。

申告が必要ではありませんか

収入がない、障害年金や遺 族年金だけを受給しているな どの場合も、本人や同じ世帯 の人は申告が必要です。申告 をしないと、低所得世帯でも 保険料が軽減されなかったり、 食事代の減額や高額療養費の 限度額で本来の区分適用を受 けられなかったりします。

2019 (平成 31) 年度 農作業標準雇用賃金を取り決めました

間農業委員会事務局 **2** 63-1459

次のとおり、2019 (平成31) 年度の農作業標 準雇用賃金決定しましたので、実施の際は参考に してください。

	作業種目	I	単位	標準額	作業条件など	
	育苗 (10a 当たり 2	育苗 10a 当たり 22 箱)		540円	種子代含む (稚苗)	
	耕起	一貫	10a	12,000円	耕起〜代かき	
		一貫	10a	6,000円	耕うん1回	
	機械田植		10a	8,500円	補助員なし	

作業種目	単位	標準額	作業条件など	
刈取+乾燥+もみすり	10a	35,000円	もみ運搬含む	
機械刈取(カッターあり)	10a	20,000円		
もみすり	30kg	350円	未成熟米含む	
かけ干し後の乾燥 +もみすり	30kg	650円	未成熟米含む	

犬の登録と狂犬病予防集合注射を行います

間環境保全課環境業務係 2 63-1370

注 大病はヒトにも感染する政外で100 ルンル ろしい病気であり、毎年予防注射を受ける ことが義務付けられています。狂犬病予防注射済 票交付申請書(はがき)が届いている人は、愛犬 健康問診票を記入し、注射会場へお越しください。

象校●

生後 91 日以上の犬

●料金

①登録料 3,000円(犬の生涯で1回)

②注射(年1回)だけの場合は注射料と注射済み票 で3.100円

※登録する人は登録料と注射で6,100円。

※つり銭が要らないようにお願いします。

●今回予防注射を受けられない場合

動物病院で受けられます。なお、秋(10月ころ) にも集合予防注射を実施します。

●登録変更

犬が死亡したときや住所が変わったときは環境保 全課に届けてください。

●譲渡対象の迷子犬・猫の情報提供

県動物愛護管理のホームページをご覧ください。 犬や猫を捨てることは、法律で罰せられる犯罪で す。絶対に行わないでください。



●実施日・会場

期日	場所	時間		
	保健センター駐車場	9:00~10:00		
4月10日俶	今寺公民館	10:30~11:30		
	桜山中央集会所	$13:30 \sim 15:00$		
	元 JA たまな平井支所	9:00~10:00		
	唐池公民館	10:20~10:50		
4月11日休	荒尾きぼうの家 (旧万田保育園横)	11:10~11:30		
	新生公民館	13:30~15:00		
	猫宮公民館	9:00~10:00		
4月12日金	牛水中公民館	10:30~11:30		
	小野公民館	13:30~15:00		
	四ツ山公民館	9:00~10:00		
4月13日出	万田東公民館	10:30~11:30		
	市役所西側駐車場	13:00~15:00		
4月14日(日)	市民プール駐車場	9:30~11:30		
	府本公民館	9:00~10:00		
4月15日(月)	金山公民館	10:30~11:30		
	野原公民館	13:30~15:00		

※4月11日休は深瀬倉掛公民館ではありません。

2019(平成 31)年度 固定資産税に関する帳簿の閲覧・縦覧ができます

間税務課資産税係 **2** 63-1346

【固定資産課税台帳の閲覧】

- ●閲覧できる内容 固定資産課税台帳のうち自分 の資産について記載されている部分
- ●閲覧できる人
- ①固定資産税の納税義務者
- ②土地や家屋について、賃借権その他の使用や収 益を目的とする権利を持っている人
- ③固定資産の処分をする権利を持つ人
- ※②③はその権利の目的である土地や家屋だけが 閲覧の対象です。そのため、権利を持っている ことを確認できる書面が必要です。
- ●閲覧期限 2020年3月31日(火)

※土・日・祝日除く。

●手数料 300円/件

※ 5月31円 金までは無料。

【土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

●縦覧できる内容

土地価格等縦覧帳簿

…所在、地番、地目、地積、価格(評価額)

家屋価格等縦覧帳簿

…所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、 建築年、価格 (評価額)

●縦覧できる人

市内にある土地や家屋の固定資産税の納税者

- ※土地価格等縦覧帳簿は土地の固定資産税の納税 者、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の固定資産税の 納税者が見られます。
- ●縦覧期限 5月31日金
- ※土・日・祝日除く。
- ●手数料 無料

固定資産課税台帳の閲覧、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 共通事項

●閲覧場所 税務課資産税係 ●必要なもの 運転免許証など本人確認ができるもの ※代理人が申請する場合は委任状が必要です。